

県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(県立自然公園条例の一部改正)

第1条 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県内にあるすぐれた自然の風景地</u>を保護するとともに、その利用の増進を<u>図り、もって</u>県民の保健、休養及び教化に資するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立自然公園 <u>県内にあるすぐれた自然の風景地</u>であって、知事が<u>第3条</u>の規定により指定するものをいう。</p> <p>(2) 公園計画 県立自然公園の保護又は利用のための規制又は<u>施設</u>に関する計画をいう。</p> <p>(3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、県立自然公園の保護又は利用のための施設で次に掲げるものに関するものをいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 運輸施設(主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鋼索鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。<u>以下同じ。</u>)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>優れた自然の風景地</u>を保護するとともに、その利用の増進を<u>図ることにより、</u>県民の保健、休養及び教化に資するとともに、<u>生物の多様性の確保に寄与する</u>ために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立自然公園 <u>優れた自然の風景地</u>であって、知事が<u>次条</u>の規定により指定するものをいう。</p> <p>(2) 公園計画 県立自然公園の保護又は利用のための規制又は<u>事業</u>に関する計画をいう。</p> <p>(3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、県立自然公園の保護又は利用のための施設で次に掲げるものに関するものをいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 運輸施設(主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鋼索鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。)</p>

ク～サ [略]

(公園計画及び公園事業の決定)

第5条 [略]

2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園事業の執行)

第7条 [略]

2・3 [略]

ク～サ [略]

(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であって、県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

(公園計画及び公園事業の決定)

第5条 [略]

2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示し、かつ、公園計画を決定したときにあつてはその公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園事業の執行)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号アからサまでに掲げる施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理又は経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(施設の供用開始等)

第7条の2 県立自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、当該公園事業の執行として工事を施行する場合には、知事の定める期間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期日までにこれを完了しなければならない。

3 知事は、正当な理由があると認めるときは、前2項の期日を延期し、又は前項の期間を伸長することができる。

(管理又は経営の方法の届出)

第7条の3 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法を変更したときも、同様とする。

(施設の変更等の承認)

第7条の4 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、当該公園事業に係る次の各号（運輸施設に関する公園事業者にあつては、第3号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽易な事項その他の事項であつて、知事が定めるものについては、この限りでない。

(1) 施設の位置

(2) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設の変更が風景に

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

影響を及ぼす場合に限る。)

(3) 施設の管理又は経営の方法の概要

2 第7条の2の規定は、前項の規定による承認を受けた者について、準用する。

(事業の休止及び廃止)

第7条の5 [略]

(地位の承継)

第7条の6 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業たる事業の譲渡につき法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があったときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

(条件)

第7条の7 知事は、第7条第3項の規定による認可又は第7条の4から前条

(事業の休止及び廃止)

第7条の2 [略]

(地位の承継)

第7条の3 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

までの規定による承認に、県立自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る認可又は承認については、県立自然公園の保護上必要な条件に限る。

(報告の徴収及び立入検査)

第7条の8 [略]

- 2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

(改善命令)

第7条の9 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者（運輸施設に関する公園事業者を除く。）に対して、当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

(認可の失効及び取消し)

第7条の10 公園事業たる事業が法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

- 2 知事は、公園事業者が第7条の2第1項若しくは第2項（第7条の4第2項において準用する場合を含む。）、第7条の4第1項、第7条の5若しくは第7条の8第3項の規定、第7条の7の規定による条件又は第7条の8第1項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の認

(報告の徴収及び立入検査)

第7条の4 [略]

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第7条の5 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者に対して、当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

(認可の失効及び取消し)

第7条の6 公園事業として行う事業が法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第3項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第7条第3項の認可が失効したときは、公園事業者であった者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、公園事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第3項の認可を取り消すことができる。

可を取り消すことができる。

(原状回復命令等)

第7条の11 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなった場合（譲渡又は合併により公園事業者でなくなった場合を除く。）において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(市町村の行う公園事業)

第7条の12 第7条の2から第7条の6第1項まで、第7条の8及び第7条の10第1項の規定は、第7条第2項の規定に基づき市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和27年法律第180号）による道路」と、「執行の

(1) 第7条第6項若しくは第9項又は第7条の2の規定に違反したとき。

(2) 第7条第10項の規定に基づき付された条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に基づく命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第7条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第7条の7 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなった場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(市町村が執行する公園事業)

第7条の8 第7条第4項から第10項まで、第7条の2、第7条の3第1項並びに第7条の6第1項及び第2項の規定は、第7条第2項の規定に基づき市町村が公園事業を執行する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の認可を受けようとする者」とあるのは「第2項の同意を得

認可を受けた者」とあるのは「執行の同意を得た者」と、第7条の4第1項中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第2項中「承認を受けた者」とあるのは「同意を得た者」と、第7条の5中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に届け出なければならない」と、第7条の6第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、第7条の10第1項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と読み替えるものとする。

(特別地域)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第6号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

ようとする者」と、同条第6項中「第3項の認可を受けた者」とあるのは「第2項の同意を得た者」と、「知事の認可を受けなければ」とあるのは「知事に協議し、その同意を得なければ」と、同条第7項中「認可を受けようとする者」とあるのは「同意を得ようとする者」と、第7条の2中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に届け出なければならない」と、第7条の3第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に協議し、その同意を得たとき」と、第7条の6第1項及び第2項中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の同意」と読み替えるものとする。

(特別地域)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知

(10) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

5 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際、当該特別地域内において前項各号に掲げる行為又は同項第6号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 [略]

7 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

8 前4項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) [略]

事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(12) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

5 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 [略]

7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第4項第11号又は第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

8 第4項から前項までの規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) [略]

(2) 生態系維持回復事業（第16条の3第1項の規定により行われるもの又は同条第2項の規定による確認若しくは同条第3項の規定による認定を受けたものに限る。第12条第7項第2号において「認定生態系維持回復事業等」という。）として行う行為

(2) [略]

(3) [略]

(普通地域)

第12条 [略]

2～6 [略]

7 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(中止命令等)

第13条 [略]

2 前項の規定に基づき原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定に基づき原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 [略]

2 [略]

(3) [略]

(4) [略]

(普通地域)

第12条 [略]

2～6 [略]

7 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) [略]

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(中止命令等)

第13条 [略]

2 前項の規定に基づき原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定に基づき原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 [略]

2 [略]

3 第7条の8第2項の規定は、前項の職員について準用する。

(利用のための規制)

第16条 [略]

2 [略]

3 第7条の8第2項の規定は、前項の職員について準用する。

3 第7条の4第2項の規定は、前項の職員について準用する。

4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(利用のための規制)

第16条 [略]

2 [略]

3 第7条の4第2項の規定は、前項の職員について準用する。

(生態系維持回復事業計画)

第16条の2 知事は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、関係市町村及び審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

—

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示し、かつ、その生態系維持回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業)

第16条の3 県は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持

又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業を行うことができる。

3 市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業を行うことができる。

4 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づき市町村が生態系維持

(実地調査)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 第7条の8第2項の規定は、第1項の職員について準用する。

5 [略]

(罰則)

第30条 第13条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

回復事業を行う場合について準用する。

(報告の徴収)

第16条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第16条の5 知事は、第16条の3第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。

(3) 第16条の3第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により第16条の3第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(実地調査)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 第7条の4第2項の規定は、第1項の職員について準用する。

5 [略]

(罰則)

第30条 第7条の7第1項又は第13条第1項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者

(1) [略]

(2) 第11条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第32条 第12条第2項又は第26条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(補則)

第35条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(2) 第7条第10項又は第11条の規定に基づき付された条件に違反した者

(3) [略]

第32条 第7条の5の規定に基づく命令、第12条第2項の規定に基づく禁止若しくは制限若しくは命令又は第26条の規定に基づく命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 第12条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第9項又は第7条の6第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第7条の2の規定に違反して、承認を受けないで公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

(補則)

第36条 [略]

(岩手県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 自然環境保全地域</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制その他自然環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（自然環境保全基本方針）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域（以下「自然環境保全地域等」という。）の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>（3） [略]</p> <p>3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 自然環境保全地域</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p><u>第3節 生態系維持回復事業（第19条の2－第19条の5）</u></p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制その他自然環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、<u>生物の多様性の確保その他の</u>自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（自然環境保全基本方針）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域（以下「自然環境保全地域等」という。）の指定その他これらの地域に係る<u>生物の多様性の確保その他</u>の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>（3） [略]</p> <p>3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。</p>

4・5 [略]

(指定)

第12条 [略]

2 [略]

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4～9 [略]

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第13条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならぬ。

4 [略]

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第14条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

。

4・5 [略]

(指定)

第12条 [略]

2 [略]

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4～9 [略]

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第13条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならぬ。

4 [略]

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第14条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、知事が執行する。

2 [略]

(特別地区)

第15条 [略]

2・3 [略]

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定に基づき指定された保安施設地区（第17条第1項及び第23条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

(特別地区)

第15条 [略]

2・3 [略]

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定に基づき指定された保安施設地区（第17条第1項及び第23条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(10) [略]

(11) [略]

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響

5～7 [略]

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 [略]

10 次に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

11・12 [略]

(野生動植物保護地区)

第16条 [略]

2 [略]

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5～7 [略]

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時に おいて既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 [略]

10 次に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 認定生態系維持回復事業等（第19条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業又は同条第2項の確認若しくは同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) [略]

(4) [略]

11・12 [略]

(野生動植物保護地区)

第16条 [略]

2 [略]

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

(5) [略]

(5) [略]

(6) [略]

4 前条第5項、第11項及び第12項の規定は、前項第6号の許可について準用する。

(普通地区)

第17条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第1号から第3号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2～5 [略]

6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(国等に関する特例)

第19条 国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるもの（以下「国等」という。）が行う行為については、第15条第4項又は第16条第3項第6号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、そ

(6) [略]

(7) [略]

4 前条第5項、第11項及び第12項の規定は、前項第7号の許可について準用する。

(普通地区)

第17条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第1号から第3号までに掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2～5 [略]

6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1)・(2) [略]

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(国等に関する特例)

第19条 国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるもの（以下「国等」という。）が行う行為については、第15条第4項又は第16条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、そ

の同意を得なければならない。

2 [略]

の同意を得なければならない。

2 [略]

第3節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第19条の2 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であって、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、関係市町村長及び審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その生態系維持回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村長及び審議会の意見を聴かななければならない。

5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第19条の3 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づき市町村が生態系維持回復事業を行う場合について準用する。
- (報告の徴収)

第19条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第19条の5 知事は、第19条の3第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。

(3) 第19条の3第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により第19条の3第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(環境緑地保全地域に関する保全計画)

第21条 環境緑地保全地域に関する保全計画（環境緑地保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 [略]

(環境緑地保全地域に関する保全事業)

第22条 環境緑地保全地域に関する保全事業（環境緑地保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための施設に関するものをいう。以下同じ。）は、知事が執行する。

2・3 [略]

(報告及び検査等)

第28条 知事は、自然環境保全地域等の自然環境を保全するために必要な限度において、第15条第4項若しくは第16条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の

(環境緑地保全地域に関する保全計画)

第21条 環境緑地保全地域に関する保全計画（環境緑地保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 [略]

(環境緑地保全地域に関する保全事業)

第22条 環境緑地保全地域に関する保全事業（環境緑地保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための施設に関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

2・3 [略]

(報告及び検査等)

第28条 知事は、自然環境保全地域等の自然環境を保全するために必要な限度において、第15条第4項若しくは第16条第3項第6号の規定による許可を受けた者又は第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の

規定に基づき行為が制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域等の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第15条第4項各号、第16条第3項本文、第17条第1項各号又は第23条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 [略]

(損失の補償)

第31条 県は、第15条第4項若しくは第16条第3項第6号の規定による許可を得ることができないため、第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に条件が付せられたため、又は第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 [略]

第36条 第18条（第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

第38条 第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項、第23条第1項又は第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)・(3) [略]

規定に基づき行為が制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域等の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第15条第4項各号、第16条第3項本文、第17条第1項各号又は第23条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 [略]

(損失の補償)

第31条 県は、第15条第4項若しくは第16条第3項第7号の規定による許可を得ることができないため、第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に条件が付せられたため、又は第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 [略]

第36条 第18条（第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

第38条 第17条第2項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項、第23条第1項又は第25条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第17条第1項各号若しくは第23条第1項各号に掲げる行為又は第25条第1項に規定する行為をした者

(2)・(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。
(県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の県立自然公園条例（以下「改正後の自然公園条例」という。）第7条第9項（改正後の自然公園条例第7条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の自然公園条例第7条第9項に規定する変更をした者について適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の県立自然公園条例第7条の7の規定に基づき同条例第7条第3項の規定による認可又は同条例第7条の4第1項の規定による承認に付された条件は、改正後の自然公園条例第7条第10項の規定に基づき付された条件とみなす。
- 4 改正後の自然公園条例第7条の6第2項（改正後の自然公園条例第7条の8において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に改正後の自然公園条例第7条の6第1項（改正後の自然公園条例第7条の8において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認可又は同意が失効した者について適用する。
- 5 施行日前に公園事業の執行の認可又は同意の申請があった場合の当該申請に係る認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始等及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 7 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 条例第15条第10項第3号の届出の受理 (5) [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	[略]		37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 条例第15条第10項第3号の届出の受理 (5) [略]	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 条例第15条第10項第4号の届出の受理 (5) [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	[略]		37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 条例第15条第10項第4号の届出の受理 (5) [略]	[略]
[略]									
37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 条例第15条第10項第3号の届出の受理 (5) [略]	[略]								
[略]									
37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 条例第15条第10項第4号の届出の受理 (5) [略]	[略]								

- (6) 条例第16条第3項第5号の野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の届出の受理
- (7) 条例第16条第3項第6号の野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の許可
- (8)～(21) [略]

[略]

- (6) 条例第16条第3項第6号の野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の届出の受理
- (7) 条例第16条第3項第7号の野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の許可
- (8)～(21) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。